堺市立中央図書館所蔵古文書調査概要 (平成一三・一四年度)

三・一四年度に整理をおこなった九件、約五八〇〇点の文書の概要を紹介する。 理事業の中間報告をおこない、整理をおえた文書一六件、約三三○○点について、文書の概要を紹介した。本号では一 当館では平成一〇年度より、 所蔵する約三〇件の古文書の整理事業をおこなっている。前号では、 | 二年度までの整

閲覧していただけるよう環境整備に努めているところである。史料の保存と活用のために、一層の努力をしていかなけ より整理・仮目録作成をおこない、マイクロフィルム撮影により閲覧用複製資料を作成するなど、 ればならない。 文書の利用については、福島雅藏氏・岡田光代氏をはじめとする調査指導員のご指導のもとに調査員各位のご協力に より多くの研究者に

調査の経過は左記のとおりである。ご協力いただいた調査指導員および調査員の方々に深く感謝する。 布引敏雄氏、渡辺俊雄氏にも、ご指導をいただいた。 お礼申し上げる。 また、 北崎豊

調査経過

調査体制(平成一三・一四年度)

調査指導員 福島 雅藏 花園大学名誉教授

佐藤 政則 麗澤大学国際経済学部教授

光代 大阪府立大学経済学部助教授

昌之 堺市博物館学芸課研究員

堺市博物館学芸課研究員

調査員 荒武賢一朗 和美 占 步美 内海 寧 子 大久保雅央 加島 美和 加藤 宏文

北林 千鶴 斉藤 利彦 重岡 伸泰 莊 智 章 寺口 千尋 西 本 幸嗣 野田

蓮井 岳史 友和 和明 松本 望見市 諭 山形 隆司 山﨑

義弘

堺市立中央図書館総務課図書館サービス係郷土資料担当

堺市教育委員会生涯学習部社会教育課

調査事務担当

堺市博物館学芸課

調査日程、 対象文書の収蔵・整理経過

平成一三年度 平成一三年八月一日~五日、二一日~二六日 (一一日間)

和泉国大鳥郡第一大区四小区関係文書(三九六点) 昭和三六年購入

和泉国大鳥郡岩室村中林家文書 (一一九二点) 昭和三七年購入

和泉国大鳥郡百舌鳥東村文書(九九点) 昭和四二年一一月、一二月、 四三年一月の三回にわたって購入

一括して整理

同四二年二二月 堺市史続編史料として一部撮影

和泉国大鳥郡上石津村文書 (八三点) 昭和四三年九月「石津村文書」「上石津村文書」購入

「上石津村文書」 として一括整理

同四三年一〇月 堺市史続編史料として一部撮影・翻刻

堺旧港修築記録 (四八点) 昭和三六年 都市計画部より堺市役所図書室・堺市議会図書室に引継

同四八年 堺市議会図書室より移管受入

和泉国大鳥郡土佐屋新田文書(九点) 平成九年購入

堺南半町綿谷小雛文書 (一二点) 平成一〇年購入「堺市南半町醤油製造業綿谷喜平文書」として受入

同一三年整理に際し改称

平成一四年度 平成一四年七月三〇日~八月四日、 八月二七日~九月一日 (一二日間)

河内国八上郡野遠村織田家文書 (約三〇〇〇点・整理中) 昭和三七年購入

同四一年 堺市史続編史料として一部撮影・翻刻

中林康信氏名義の鉱山関係史料一〇六点が現状では当家文書に含まれる

堺今市町山家屋利兵衛文書 (一〇二一点) 平成七年購入

堺銀行文書 (一七七点) 昭和三七年購入

平成一一・一二年度に引続き、 書簡綴等九点 (約二八七五通) の細目録を整理

要がある。 当館が所蔵する文書の出所や来歴については現時点では不明なものも多く、 前号での報告の後、 文書の関係者の方から新たな情報をご提供いただいたものもある。 今後の調査で明らかにしていく必 文書を公開し研究者

127

に活用していただく中でも、不明な事柄が解明されていくことを期待したい。

だいた荒武賢一朗氏と斉藤利彦氏により研究が深められ、本号に研究ノート・史料紹介として掲載することができた。 あわせてご覧いただきたい また、前号で文書の概要を掲載した「堺小西家文書」と「堺芝居番付」については、調査員として整理にご協力いた

(堺市立中央図書館 郷土資料担当)

和泉国大鳥郡岩室村中林家文書

一 中林家文書の概要

明治三四年 (一九〇一)の史料が含まれている。 この文書群は一一九二点から成り、平成一三年度に整理・仮目録作業を終えた。 年代的には文化二年 (一八〇五) から

郡岩室村中林家文書 (二〇七九点、以下「関大所蔵文書」と略す)と、もとは同じ文書群であったと考えられる 庄屋(および村役人)を勤めていたのが中林家である。既に文書目録が刊行されている関西大学図書館所蔵和泉国大鳥 明治維新を迎えている。明治二二年(一八八九)に近隣の四ヵ村と合併し、東陶器村となる。近世後期にこの岩室村の 氏) 領時代を経て、元禄九年 (一六九六) に幕府領、さらに宝永二年 (一七〇五) からは旗本小出氏の知行地となり、 和泉国大鳥郡岩室村(現・堺市岩室、三原台一丁~四丁、晴美台一丁~四丁、槇塚台一丁~四丁)は、陶器藩(小出

初年の年貢関係ほか、 主な内容としては、 田畑反別書上帳、 文政年間の公事訴訟控、 綿作毛見差出帳など、 幕末期から明治初年にかけての村方難渋人取調帳、 文化一五年から文久元年の宗門御改帳、 天保期から明治 五人組合御改

中林家の経営および家関係史料、 村内および近隣村々における金融貸借関係が挙げられる。

二 岩室村の耕作状況と土地所有

帳」によると、田高二五石四斗三升五合(反別二町五反六畝二四歩)、畑高四四石七斗六升(反別八町七反四畝二四歩) 治三年 (一八七〇)「高反別家数人別調帳」にも同じ村高で反別は一一町三反一畝一八歩とある。 辞典』大阪府)。それ以降、中林家文書によると天保一三年(一八四二)「植附目録御改帳」に七〇石一斗九升五合、明 岩室村の村高は正保二年(一六四五)に約二二石、文政四年(一八二一)に約六一石とされている(『角川日本地名大 畑地がかなりの比重を占めている。 同年の「高反別畝御改

石六斗)で合計高三五石余となり、村高の過半数を綿作が占めていたことになる。 田(四石六斗)、本畑(四石)、荒起田(壱石八斗三升六合)、 近世後期、綿・煙草などの栽培が盛んであったと考えられているが、文政三年「綿作毛見差出帳」による綿作は、本 荒起畑 (一六石)、 亥開 (四石五升九合)、 奥山未新開 (四

観音院 (高五石余)、槙尾山 (現・和泉市、 年「未年免割帳」においては高二三石余と、村高に変化がない近世後期から維新期にかけて少しずつ増加している傾向 中林家の持高は、文政一一年「子年免割帳」によると高一五石余、天保一二年「丑年免割帳」では高一九石余、 その他の主要な高持は、 文政一一年の史料で、 高六斗九升)となっており、 年寄・長兵衛 (高五石余)、 村内で中林家が突出した存在であったことが認 百姓惣代・清左衛門 (高一石余)、 明治四

三 宗門御改帳にみる岩室村と中林家

ら文久元年 (一八六一) までのものが中央図書館に所蔵されている。 は関大所蔵文書に含まれている。 岩室村の宗門御改帳は、真言宗・浄土真宗・融通大念仏宗の宗派ごとに作成されており、文化一五年(一八 村落構成を紹介しておこう。 関大所蔵文書との照合が必要である。例えば文政四年の宗門御改帳は真言宗のみで、その他二宗派について よって、三宗派が揃っている文政一○年三月、 ただし、三宗派すべての帳面が揃っているのは一 天保一四年三月の宗門御改帳から岩室 (一八) か

派をまとめた岩室村全体の家数は四五軒、人数一九七人であり、村内の観音院旦那以外の大多数は村外寺院の旦那であ 内国丹南郡南野田村西寶寺一一人、大鳥郡深井中村称讃寺七人、堺中之町慈光寺六人である。「融通大念仏宗」 となっている。「浄土真宗」は家数六軒(公事家一、 僧二)で、その旦那構成は隣村・高蔵寺村の宝積院一三〇人、村内の観音院旦那二八人、堺の向泉寺二人(観音院僧侶) ったことがわかる。 (公事家三、水吞家一)、 文政一〇年の「真言宗」は家数三五軒 (うち公事家二二、水呑家一二、寺一)、 人数一三人(男七、女六)で、すべて河内国丹南郡丹南村の来迎寺旦那である。 水吞家五)、 人数二四人 (男一〇、女一四)で、 人数一六〇人 (男八一、 その旦那構成は河 以上の三宗 は家数四 女七七、

なっている。「浄土真宗」は家数三軒(公事家一、 や減ったものの、 続いて天保一四年の村況をまとめると、「真言宗」は家数三七軒(公事家二三、水呑家一三、寺一)、人数一八五人と 水吞家二)、 人数一六人とある。村全体では家数四三軒、 人口は微増している。 水吞家二)、 人数二一九人となり、 人数一八人である。「融通大念仏宗」は家数三軒(公事家 文政一〇年と比較すると、 家数はや

真言宗旦那であった中林家当主の役職および家族構成は、 右に挙げた一連の「真言宗門御改帳」 から把握することが

てい 前も見える。続いて文政一〇年には、喜兵衛(五二才)が庄屋に就任していることがわかる。 熊蔵が喜兵衛を襲名して庄屋役を継いでおり、家族構成は喜兵衛 (四三歳)、女房 (三〇歳)、母 (六四歳、先代喜兵衛 できる。まず文化一五年当時の当主・喜兵衛(四四才)は庄屋ではなく年寄を勤め、喜兵衛の忰・熊蔵(一八才)の名 娘きぬ (一九歳)、 養子寅蔵 (二六歳、その後分家当主で維新期には年寄役就任)、娘よね (六歳) の計六人となっ さらに天保一四年では、

同・次郎兵衛とあり、 文政期から天保期にかけての岩室村の村役人は、 文政七年から天保九年まで庄屋・喜兵衛、年寄・長兵衛、天保一〇年から一四年まで庄屋・喜兵衛、 前項で挙げた村内持高上位の喜兵衛家、 文政五年から六年まで庄屋・喜兵衛、 長兵衛家が村政でも大きな影響力を持っていたと考えら 年寄・長兵衛 年寄・長兵衛、 惣代・与次兵

四 幕末期の窮民救済

室村でも村内の困窮人取り調べを行うが、 めて困難な状況にあった。各領主は「御救米」によって困窮する領民の救援措置を講じていた。そのような状況で、岩 万延元年 (一八六〇) から翌年にかけて、全国的な凶作の影響から米をはじめとする諸物価が急騰し、庶民生活は極 役所から給付される夫食米だけでは不足していたようである。

「乍恐口上」には、 庄屋・喜兵衛が銀一五〇匁、年寄・長兵衛ほか二名が各三〇匁、百姓惣代・清左衛門ほか三名が各一五匁、その他を合 わせて合計銀三〇〇匁の拠出を申し出ている。 万延二年(文久元年)二月の「御下ケ夫食加入人数書上帳」に含まれている庄屋・喜兵衛、 この緊急時に際して村役人層が自ら困窮人救済の銀子を拠出することが示されている。 年寄・長兵衛が記した それによれば、

が分かる。岩室村を含めた一七ヵ村で、米三四石五斗二升、銀四六四匁を「村々より加入米」として窮民救済に充てた 翌三月の史料には周辺一六ヵ村も、それぞれ村役人層あるいは村落上層農民が米ないし銀を同様に拠出していること このような動向は疲弊する地域の困窮人を村内有力者が救済しようとするものとして注目できよう。

五 中林家の金融貸借と河泉丘陵

げられる借銀主から貸主である中林喜兵衛に宛てられた借銀証文類が多数残されている。 中林家文書の特徴として挙げられるのは、村内および近隣地域における金融貸借関係史料である。とくに天保期以降、 嘉永、安政の幕末期に至る「借用申銀子之事」、「借用申銀子連判証文之事」、「差入申質物証文之事」と表題が掲

二月に銀二百目を借りているようである。この二件だけでもかなりの高額と思われるが、その他多数に同時平行的な資 (堺市)・多右衛門、河内国岩室村 (大阪狭山市)・弥平次が連名で銀一貫目、同じく弥平次が再び安政六年 (一八五九) 金の貸し出しを行っていることから、幕末期中林家における経営のなかで金融が主軸に位置付けられていたと考えられ 喜兵衛がそれぞれに融通する貸借銀高は大小さまざまであるが、例えば嘉永四年(一八五一)一月の和泉国辻之村

らゆる方面でこれら村々との恒常的交流があったことも示唆される。 られる。 喜兵衛と金融貸借関係を結んでいる村外借用主の所在を確認すると、右の辻之村、 河・泉両国に跨るとはいえ、ほとんどが泉州岩室村の近接村々であり、 逆瀬川村(いずれも堺市)、 河内国では大野新田 (大阪狭山市)、 金融貸借以外の産業、 小山田村 (河内長野市) などが挙げ 河内国岩室村のほかに、和泉国で 文化、 生活のあ

ここで取り上げた金融関係史料、 および銀子受取覚や書状などの宛名に注目すると、 岩室村喜兵衛、 中林喜兵衛と記

つまり、 る人々から「米屋喜兵衛」と認識されていたと考えられる。 された以外に、「いわき(岩喜)」、「米屋喜兵衛」、「岩米喜」、「泉岩喜(河内岩室村と区別するため)」との呼称が窺える。 中林家が家経営において「米屋」という屋号を使用していたことが明らかであり、 また商業上の取引関係にあ

合わせて、事実関係を確認したい。 これまで述べてきた中林家文書の概要と、近接村々に残された史料群から得られる中林家および岩室村の情報を突き

済的に結び付いていることは言うまでもない。 奥野家から購入している (明治八・一八七五年一月)。和泉、 き」、「 岩米喜」の略称も使用されている)。 また、 田畑肥料に利用すると思われる下草を泉州岩室村の小西為次郎などが 勘定および利足銀の受取覚を送付していることから、 ○匁の契約を取り結んでいる。その他、嘉永年間から安政年間にかけて喜兵衛が今熊村在住の複数の人物に対し、 岩室村喜兵衛が預り銀一五〇目の取引を、同一一年(一八二八)一二月にも同様に今熊村預リ主二名と喜兵衛が銀一二 残されている。文政八年 (一八二五) 一二月「預り申銀子之事」には今熊村銀預リ主・民右衛門、 河内国丹南郡今熊村(大阪狭山市)・奥野孝夫家文書には、中林喜兵衛宛に出された金融関係の証文控が数点 恒常的な金融貸借関係が存在していたことが明らかである(「いわ 河内という区別はあるにせよ、近接している個々の家が経 伊八の二名と、

十郎(喜重郎、当主)から河州岩室村の中林清作に宛てられた明治一三年(一八八〇)一二月一六日の「地所売渡証」 晃家文書の興味深い証書がひとつの手がかりになるであろう。隣村でしかも同姓の両家がどのような関係にあったのか は今のところ明らかではないが、 と「建家売渡証」には、 明治時代末期以降の中林家の趨勢は確認できないが、泉州岩室村の隣村にあたる河州岩室村で代々庄屋を勤めた中林 泉州中林家が所有していた河州岩室村内の宅地五畝二九歩、 今熊村と同様にいろいろな交流や諸関係があったと推測できる。 籔地二七歩を金百円で、 泉州岩室村の中林喜 建家一ヵ

約が結ばれたかは定かではないが、近世後期に隆盛を極めた泉州中林家の経営に陰りが見えてきた表象のひとつかもし 納屋を含む) を金七〇円で中林清作に売却していることが記されている。 どのような経過でこの譲渡契

実が明らかになると考えている。 今後はこの史料群の内容を具体的に検討するとともに、 以上、 中林家文書の概要と、それに関連する史料群から、泉州岩室村および中林喜兵衛家の動向を簡潔にまとめた。 近接村々に残された幾多の史料群から河泉丘陵一帯の歴史的事

(荒武 賢一朗)

二 河内国八上郡野遠村織田家文書

九六二)に古書店から購入したことによる。それ以前の伝来については、明らかではない。 本文書群は、 河内国八上郡野遠村の織田家に伝来した約三〇〇〇点の文書である。当館への伝来は、 昭和三七年(一

るなど現在の見地から考えると問題と思われる点が多い。 思われる。しかしながら、一紙物の書状や受取書類数十通が一括されたり、形状の似通った文書が便宜的に一括とされ 本文書にはラベルが貼付され仮目録が作られていることから、中央図書館への収蔵後に、簡単な整理がされたものと

昭和三九年度の文部省科学研究費の助成による総合研究「畿内及び畿内周辺における伝統産業の総合的研究」 今回の整理では、前回の整理の反省に立ち、一紙物の書状や受取書類についても原則的にカード化を行っ 堺市新市域の文書・記録の大規模調査が行われ、『堺市古文書目録』 が作成されている。『目録』には新市域の の 部

書の概要紹介となるが、北八下地区のまとまった古文書の紹介という点でも意義があるかと思われる。 に関する古文書は、百舌鳥地区など他の地区に比べるとわずかしか調査されていない。今回が初めての野遠村織田家文 村方文書が地域別に数多く収録されているが、河内国野遠村織田家文書は調査されておらず目録にも収録されていない。 野遠村が所在する北八下地区(旧河内国八上郡北八下村のち南河内郡北八下村に変わり、最後に堺市域に編入)

本文書の内容は、以下のように大別することができる。

時代的には江戸時代から明治・大正にかけての資料である。 一〇年の明治天皇大阪巡幸関連の資料、 野遠村と支配領主秋元氏との関係資料、 織田の家経営関係や私的な文書に属する資料、 近世・近代の野遠村内部の資料(近代の第七聯合戸長役場史料) などにまとめることができる。

右の分類にしたがって、文書の概要を紹介していくことにする。

_

所蔵古文書調査概要報告 (平成一〇~一二年度)」で岡田光代氏が、同じく秋元氏の支配下にあった河内国丹南郡西村の 貞享三年(一六八六)まで大坂町奉行設楽貞政、幕領を経て元禄七年(一六九四)から幕末まで秋元但馬守など変遷を 太田家文書について紹介されている。堺市域の秋元氏支配村の事例として参照されたい。 野遠村は、『旧高旧領取調帳』によると六一二石余りの石高をもつ村である。支配領主は、延宝七年(一六七四)から 秋元氏領としての期間が長い。織田家は、秋元氏の河州飛地の内、八上郡取締役を勤めていた。したがって本 秋元氏支配の河内国八上郡域の文書としての性格も持っている。 なお、『堺研究』第三○号「堺市立中央図書館

藩と村方の関係を見るうえで興味深い。 幕末に行われた館林藩(秋元氏)からの村方困窮人への米施行の記録や殿様調達銀や拝借銀の記録が残されており、 また廃藩置県後、 旧丹南・館林藩からの拝借銀の未返済分は、 堺県公債係から

比較して検討することができよう。 年賦で返済されるがその返済銀の記録も残されている。 同様の記録は河内国丹南郡西村の太田家文書にも残ってお ij

_

近世・近代の野遠村に関わるものについてみていこう。

土地移動の文書に現れている。 織田が野遠村庄屋をしていることから、 村内部の土地の移動に関わる史料が多く残っている。 織田は、 庄屋の立場で

世の野遠村の概況を知るうえでの基本史料になる。村の人員構成や生活状況を考えるうえで参照することができよう。 年貢収納に関する文書、宗門人別帳、 村の寺・西教寺、 郷社志紀長吉神社に関わる史料が残されている。 これらは近

の文書の宛先の多くは、 また金融講の発達がみられ、 織田になっている。これは、 明教寺講や泉福寺相続講、 織田が勘定元ではなく、野遠村庄屋としての織田に宛てたものと 頼母子などいろいろな名前がついた金融組織が存在した。

も可能ではないかと思われる。また水を巡る近隣の河合村との交渉を記した文書もあり、 田家文書の水利史料と他の水下村々の村方史料を検討することにより、 域では、水下惣代あるいは池惣代と呼ばれる水利管理機構が機能しているが、野遠村はその構成村の一つであった。織 資料が残っている。 相を研究する史料となる。 野遠村は、 河内国の大池狭山池(現大阪狭山市)の西除川下流の灌漑地域にあたる。そのため狭山池の水利灌漑関係 寛永一三年(一六三六)の史料が最も古く、 水利に関わる絵図も多く残っている。 広域的な狭山池潅漑地域の歴史をうかがうこと 水を中心にした地域社会の様 狭山池の灌漑地

近代に入ると野遠村は区制下で河内第一大区一小区となる。 明治以降のものでは、 野遠村が明治橋の架設や竹内街道

たかを調べるうえで参考になろう。村の里道の修繕についての資料も残されている。 西高野街道の修繕に関わっている文書が残っている。 堺県下での近代道路行政に、 村がどのようなかたちで参加してい

合戸長として、近代の地域行政機構の中でさまざまな活躍をしている。 会議員に当選している。 議会・徴兵・学校についての記録も揃っており、野遠村の近代を研究するうえで大切な史料となる。 また、 明治三二年(一 八九九)には、 織田は、 南河内郡 第七聯

Ξ

の準備がされている様子がうかがえる。 本文書によると明治一〇年 (一八七七) 二月の明治天皇大阪巡幸につい ては、 前年の明治九年ころから念入りに歓迎

った。 どまらず、守衛兵の休泊費や天皇の雄略陵参拝に伴う道路拡張費用など多額で多岐にわたる出費を必要とするものであ も盛大な歓迎がされるが、 明治天皇は、先帝十年祭のため一月に京都に行幸し、二月に大和から河内をへて堺に入った。 大量に本文書に残ったのであろう。 明治の区制下で織田は、 歓迎のため地元ではさまざまな手配がされている。 一大区一小区出納役になっている。 そのために区でまとめられた行幸関係の経費の記録 赤提灯や国旗など歓迎の用具の準備にと 行幸に伴い河内地域で

戸長役場文書としての性格を有することは特筆されよう。 遠村のなかから出てくる戸籍の申請や商売、 さきにも少し触れたが、 織田は、 古市郡役所 (古市郡古市村真蓮寺に設置された) 部内第七聯合戸長をつとめる。 荷車の許認可願いなどが、 数多く残っている。 本文書群の近代の文書が、

Д

織田の家経営は、 田地の集積、 小作による農業経営、 金融活動などの様相に見出すことができる。 また家計の記録で

ある天保の大福帳や金銀の出入帳が残っており、あわせて研究することが期待される。

かである。 のであろう。 元文 (一七四〇) 以降、野遠村内の田地が織田の元に集積されている。これは、残されている田地売買証文から明ら 農業経営では明治から大正時代の小作証文が多く残っている。 近代の地主としての織田の一面をあらわすも

野遠村、 河合村、 石原村、 今井村など近隣の村々の人々への金融を行なっている様子が、 大量の借用証文からうかが

(付記)

理過程で混入したものと思われる。 田家文書と同時期に収蔵された中林康信氏の文書であると思われる。 織田家文書のなかに、 兵庫県多可郡松井庄村石金鉱山の経営史料が一〇六点あるが、 当初からのものではなく恐らく図書館収蔵後の整 内容からみてこれらは当館に織

(矢内 一磨)

三 和泉国大鳥郡百舌鳥東村文書

幕末から明治にかけての総点数九九点の文書群である〔宝暦一一年(一七六一)の文書が残るが、 に写されたものである〕。 慶応元年 (一八六

村(いずれも堺市域)の二つがある。 文書の発信者の肩書きは、 和泉国大鳥郡東村と表示がされるものが多い。 このうち百舌鳥東村は長柄役所が管轄する田安家領で、 大鳥郡内の東村には、 のち田安家領から岸和田 百舌鳥東村と八田東

続編』第一巻の一二二三頁と一二二七頁には、 はあるが、 藩岡部氏の預所となった村であり、 ると考えて間違いなかろう。 関宿藩に関するものはみられない。 八田東村は関宿藩久世氏が支配をした村である。当文書には長柄役所に関するもの 市立図書館所蔵東村文書の記載が見られる。これは、本文書を指して したがって、 百舌鳥東村に関するものであると判断した。 なお『堺市史 L١

〇・七一)の「高反別書上帳」や明治の地券類が残っており、この時期の村内の土地についての状況をより詳しく知る ことができる。 明治三年(一八七〇)に年寄善次郎から、司農局御役所に対し嘉永から安政にかけての「厘附書上帳」を提出してい これらから、幕末の百舌鳥東村における土地と貢租の状況を知ることができる。 さらに明治三年・四年 (一八七

ている。 本地域は幕末に枚方宿・淀宿の助郷役の負担に苦しむ。当村にも淀の助郷についての助郷請取帳や助郷割付帳が残っ これについては、 さきの『堺市史続編』 第一巻の一二二〇~一二二三頁にくわしい記述があるので参照された

治にかけて、 このほか文久年間から明治にかけての村方救恤の資料もあり、 差出人は年寄善次郎から戸長小林善次郎へと変わっている。 村の様子を調べることができる。 村方年寄が、 戸長へと移行したものと思われ なお江戸時代から明

(矢内 一磨)

四 和泉国大鳥郡上石津村文書

文書四七点、近代文書六点、年不詳文書三〇点により構成される。 本文書群は八三点からなり、年代は宝永二年(一七〇五)五月から明治一〇年(一八七七)二月までのもので、 近世

帳面の名称・冊数の覚書(年月日未詳)などが挙げられる。 **積の勝手次第を許す旨の廻状 (子一一月三日) があり、支配についての史料では文久から慶応にかけての触留帳や庄屋** 州木綿独占に反対した泉州村々からの勝手次第売捌の願書 (文化七年八月一八日) や、在方の綿直売について直売直船 三月の家数人別増減奥寄帳など、 の病気および年寄老齢のため両役とも退役の旨の儀定書 (天保一二年一一月)、 年三月の去申年小入用帳、弘化四年三月の御仕置五人組帳、年未詳卯四月の村方作附反別其外諸商売書上帳、弘化二年 近世文書では、 嘉永以降の幕末期の文書が三二点と最も多く含まれており、安政三年五月の村高取調書上帳や嘉永二 村の様子が窺える史料がある。その他には産業に関する史料として、 村役引継ぎに関わる書類と思われる村方 堺木綿問屋の泉

江弥太郎、 あるため元へ戻してもらいたい旨を願い出ている。 また年月日未詳ではあるが当村北方の取締役交代についての史料がある。 井上長左衛門の二名に交代を「御上様」から仰せ付けられたが、 この史料では取締役が高林清左衛門から深 取締役は溜池水掛にかかわる重要な役割で

二年三月の口上書と明治二年八月の願書がある。口上書ではこれまで長役一名 (年給米五石)、 で朝夕の見廻りや掃除等を行っていたが、 変更する旨を京都山陵奉行役所から仰せ渡されている。 上石津村は東端部に履中天皇陵を含むため陵墓に関わる史料も含まれている。 御陵修復が出来るにともない長役を一名増員して一年につき米四石の支給に 願書では長役を勤めていた太井武右衛門が重病のため役儀が果 陵墓の管理についての史料では、 守戸役四名 (年給米三石) 元治

たせないとして、倅民之祐に跡役仰せ付けを願い出ている。

また明治二年九月の引合書では、 守護役・長役・守戸役の三役から営繕司権判事・山陵方役人等へ問い合わせを行っている。 陵墓の堀に水が乏しいため往古の通例にならい狭山森池から清水を引くことについ

同五年の御用留)があるので、 て前号紹介の上石津村文書(延宝期の検地帳二点、慶応期の宗門改帳一点)や堺市中関係文書(文政一〇年、天保三年、 なおこの文書群のうち『堺市史』 併せて参考いただきたい。 続編第五巻に三点(一〇五八~一〇六二頁)が翻刻されている。 また関連文書とし

(重岡) 伸泰)

五 和泉国大鳥郡土佐屋新田文書

借用証文、 本文書群は安政六年から明治二〇年にいたる九点からなり、 租税納付通帳、に大別できる。 無尽金融講の「融通仕法書」、 土地売買関係、 金銀

ている。 会は年三回行われることになっており、会ごとに掛金を受け取れる本鬮のほか若干の金銭を分配する「花鬮」 に渡され、二会以降は入札により落札者を決定し、支払金が渡される。このように第一回目の支払金取得者が決まって 小西宇三郎・田辺政吉・西口角治郎があたっており、 いる場合を「有親無尽」という。 の「融通仕法書」は頼み主の田邉彦三郎により始められた無尽金融の仕法書である。経営は田邉のほか小西林蔵 この当籤金は掛金受取主から支払われる。 田邉及び落札者は証券にて質物を差し入れることで支払金を受け取ることができる。 掛金は一口金一円で二〇口の二〇円を支払金とし、 初会では田邉 が行われ

れたものであると考えられる。 載が見られるところもあるが、 の土地売買関係では、土地の売買に伴い地券の名義人変更を大阪府知事に届け出るためのものである。具体的な記 概して地番・面積・売主・買主などの記載が抽象的であることから、雛形として作成さ

九年に高蔵寺村副戸長、 利足等は不明である。 は安政六年(一八五九)一点、明治一七年(一八八四)二点の借用証文である。 後者のうち二月六日の証文は田地を担保にして借り入れを行っている。 十四年に田園村戸長へ土佐屋新田の樋川家が納入した租税の通帳である 前者は前欠であり、借用銀の額 の租税納付通帳は明治

がい知ることができる。 この文書群からは、 明治期の無尽金融の経営方法や土地売却に伴う地券の名義人変更手続きについてその一端をうか

(大久保 雅央

六 和泉国大鳥郡第一大区四小区関係文書

大区四小区一番組の役場文書ではないかと考えられる。 本文書群は三九六点あり、年代は安永五年(一七七六)四月から明治二九年(一八九六)一一月までのもので、 年不詳文書を一部含むものの、 大半が近代文書により構成される。本文書群は史料の概略から、 その多くは第一

徴的なものとしては二条御蔵米の納入方法を記した「二条御蔵納内拵一式仕様引請証文」(享和二年一一月) 本文書群に含まれる近世文書は、最も古い史料として「日光山御社参御行列写」(安永五年四月)があり、 その他に特 などが挙げ

置届(同年一一月四日)や、甲斐町東壱町から出された作業期間中の牛馬車の通行差止め願(同年一〇月一六日)であ 降に行われた軒庇の伐縮についての史料が含まれている。大町東弐丁の住人から出された軒庇伐縮普請のための足場設 も含まれている。 近代文書には、通達や届出書類が多く含まれている。都市整備に関する史料としては、明治九年(一八七六)四月以 また「旧溝浚立」と「新溝相設」のため、 市之町東五町から出された同様の通行差止め願(同年一一月一一日付)

報告や免除願などの史料が残されている。 あり、どのような港湾整備がなされたのか詳細は不明であるが、明治一四年 (一八八一) 五月までの間にその集金高の なお明治八年(一八七五)二月に海湾工事についての差加金を賦課する旨の四小区一番組集議所から出された通達が

寄留届が多く残されている。 止宿人名簿の至急提出と今後寄留・止宿の際には必ず届け出ることを義務付ける旨の通知が残されており、 戸口に関する史料では、明治九年一一月五日に四小区事務所から大町東壱町、 弐町の各組頭へ出された、 寄留および これ以降の

また本文書群には明治一九年 (一八八六) 設立の孤児院である愛育社や、 明治二○年 (一八八七) 三月から二三 (一八九○) 年五月までの間の月別の決算書類が一○点残されている。 開口神社についての史料も含まれている。

用の書上げ類が多く含まれている。また「郷社大中祭概略」(年未詳)は、 饌の次第について詳しく記された史料である。 開口神社に関する史料としては、 明治五~一三年(一八七二~一八八〇)の社殿建替えや屋根修復の見積書や修復費 近代の開口神社で行われた各祭礼の費用や神

以上のように、本文書群は明治前期の堺市中のさまざまな様子をうかがうことが出来る貴重な史料といえる。

七 堺今市町山家屋利兵衛文書

総点数は一〇二一点、堺市中の宿院川尻に店を構えた山家屋利兵衛、屋号「山利」の資料である。本文書の当館への 平成七年 (一九九五) に古書店から購入したことによる。それ以前の伝来については、 明らかではない

「苧商」、「質商」、「和洋小間物商」、「銅鉄金物商」の四つの職業を掲げている。 肥料や建築土木の工具類など多種多様な商品を扱っていたことがわかる。また、明治一一年の「職分概表」によると、 家業は苧渡世を称する。明治四年(一八七一)の「店棚卸控帳」によれば、 東店と西店を持っていたこと、

とから、貸屋経営にも乗り出していたかもしれない。 なお山家屋利兵衛は、近代に入ってからは山本利平を名乗る。市中の家屋敷の集積をうかがわせる史料が含まれるこ

れは山家屋利兵衛が、居住する今市町の役を勤めていたことによるものである。 山家屋利兵衛文書には、江戸時代の市中の今市町(現在の宿院町西一丁)の町会所に関わる文書が見受けられる。

場御中」と書かれており、 び宿院町西二丁の人員帳、 明治に入ると山本利平は、宿院町西一丁と宿院町西二丁の戸長を勤めている。 送籍券、出生死亡に関わる届類などが含まれている。これらの宛て先は、「宿院西二町戸長役 山家屋利兵衛文書の明治期のものは、戸長役場文書としても性格を有しているといえる。 本文書のなかには、 宿院町西一丁およ

西二丁の三浦知四郎、 家である川尻の米屋甚兵衛や同じく宅与三郎の名前が現れる。荷車の免許の申請人には、人力車営業をしていた宿院町 山本利平は、戸長として管内の酒造の免許や荷車免許の申請も受け付けていた。酒造に関する申請には、管内の酒造 大塚梅月の名前や大六車、大七車を所有していた宿院町西二丁の酒井金蔵らの名前が現れる。

堺市中の戸長役場文書については、 第二次世界大戦の堺大空襲で焼失したものがほとんどである。 そのため明治の都

市堺の民政の研究は、 さまたげられているといえよう。そのようななかで、 山家屋利兵衛文書の存在は貴重である。

ろう。これらは、山家屋利兵衛家の冠婚葬祭に関わるものと今市町の町中で行われた冠婚葬祭に関わるものの二つに大 別される。 また江戸時代から明治にかけての長い時期の冠婚葬祭についての資料が含まれることも山家屋利兵衛文書の特徴であ 行事のさいの振舞いや祝儀についての記録も残っており、 行事に結衆するさまざまな人々の動向も興味深い。

(矢内 一磨)

八 堺南半町綿谷小雛文書

年までのものがある。 本文書群は平成一〇年に「綿谷喜平文書」として購入されたものであるが、 文書点数一二点のうち九点が綿谷の家業である醤油醸造業に関わるもので、 今回の調査により「綿谷小雛文書」と改 明治一八年 (一八八五) から同四二

綿谷小雛)となっており、小規模で近世以来の在来的な生産を行なっていたとみられる。 治三一年の届によると資本金三七九一円余、南半町大道の建物は賃貸で「従業者三人、 思われる。これらにより課税に関わる検査や諸手続はもとより、具体的な醤油醸造の様子を窺い知ることができる。明 明治一八年は醤油税が導入された年であり、このため「醤油仕込帳」や「諸願届式扣簿」などの帳簿が作成されたと によると、堺市の醤油醸造業者一一名のうち綿谷は営業税額で第八位となっている。 内労役者二人」(一人は営業主= なお同年の『日本全国商工人名

が営業を引き継ぎ、 営業主は明治一八年から三二年まで綿谷小雛であるが、 四二年まで庄三郎の名が確認できる。 その後、 同年末に小雛が死去し、綿谷庄三郎 (小雛との続柄は不明) 当初の文書名に現われる綿谷喜平に営業が譲渡され

いだ当初、「幼少二付」代人となっていることから、縁戚関係にあった人物と思われるが、詳細は不明である。 たと思われ、大正三年 (一九一四) の『日本全国商工人名録』では喜平が営業主になっている。喜平は庄三郎が後を継

を記録したもので、農村部における醤油醸造の一端をみることができる。綿谷とは諸味の取引があったようであるが、 本文書群に含まれている理由は分からない。 綿谷関係以外に、 大鳥郡踞尾村(現・堺市津久野)の醤油営業人杉村藤九郎の史料が一点ある。 他に大正九年の醤油値段書がある。 明治一九年の諸検査

外はほとんど判明していない。 近世・近代、堺では醤油醸造業が盛んであったが、個別経営については、 したがって本文書群は、 点数は僅かではあるが貴重な史料であるといえよう。 いち早く近代化を進めた河盛又三郎(河又)以

(岡田 光代

九 堺旧港修築記録

での資料により構成されている。 この文書群は四二点の文書と六点の図面からなり、年代的には明治八年 (一八七五) から明治一〇年 (一八七七) ま

過程と石垣の修築の全体像については、すでに『堺市博物館報 垣の上に築かれた当初の規模・形態をよく遺していることから、 旧堺燈台は明治一〇年、総建築費二、四八六円余りの大半を市民からの寄付金によりまかなって建築された。基礎石 』で中井正弘氏による報告が行われている。 昭和四七年に国の史跡に指定されている。 燈台の建築

書群であり、 本文書群は「堺旧港修築記録」とはいうものの、明治一〇年に完成した旧堺燈台の建築に関する記録を中心にした文 内容的には、 大きく次の三つに分けることができる。 燈台灯部への機械の据え付けに関するもの。

部分の修築に関する文書 の運搬記録や、据え付けのため来堺したイギリス人技師ビグルストンへの饗応記録が詳細にわたって記載されている。 燈台本体の建築に関するもの。 見積書や図面、 また塗装用のペンキに関する資料も数多く含まれている。 燈台石垣

は輸入品であったと考えられる。「大坂造兵局兵武所御出入ヘンキ塗師棟梁田中弥三郎」(「燈台入札」) という名前も見 国内でペンキの生産が開始されるのは明治一四年である。このことから明治一〇年建築の旧堺燈台に使用されたペンキ 料である。幕末頃からの近代建築技術の導入に伴い、建物等に従来の漆に代わりペンキが用いられるようになったが、 当時としてはまだ貴重であったろうペンキは、このルートで手に入れたものであろう。 の中に含まれる「燈台入札」(明治一〇年)と「燈台塗坪数」は、明治初年におけるペンキに関する珍しい史

ことができる。 文書群に残るペンキに関係する史料は、 その他、今日まで数度にわたり大規模な修繕が行われてきたため不明であった、建築当初の塗装仕様についても知る 塗装はその修理の過程で古い仕様が改修され残らないケースが多く、また資料も現存しているものが少なく、 特に内部については「木目塗」という手法で塗装した上、さらにワニスで仕上げが行われていたようで 大変貴重である。

史料を含んだ一件である 以上のように、本文書群は旧堺燈台の建築経過を知るだけにとどまらず、 わが国における近代塗装史の上でも貴重な

小林 初惠)

執筆者紹介 (掲載順)

矢内 一磨 門朝 重岡 伸 泰 堺市博物館学芸課研究員大阪市史料調査会調査員 茨木市史編さん室非常勤嘱託

大久保雅央

寝屋川市史編纂課文書調査員

小林 初 光代 大阪府立大学経済学部助教授

堺市教育委員会生涯学習部社会教育課



「植附目録御改帳」天保一三年(左)、 「綿作毛見差出帳」文政三年(右) (中林家文書)

本文129ページ



「融通大念仏宗門御改帳」(左)、「浄土真宗門御改帳」(中) 「真言宗門御改帳」(右)文政一〇年 (中林家文書)

本文130ページ

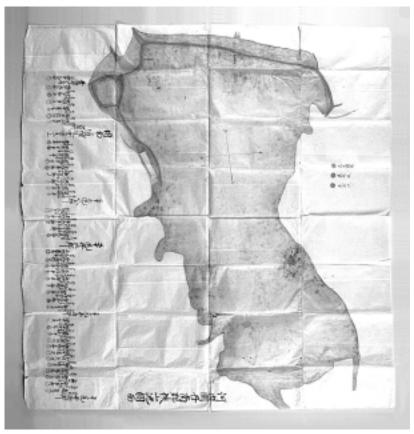


「覚(狭山池用水取水割符につき)」寛永一三年 (織田家文書) 本文136ページ

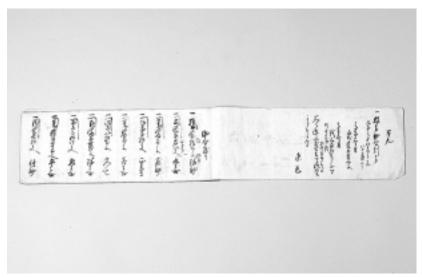


「村役書上帳」(左)、「村高家数人別書上帳」(右)慶応二年 (織田家文書) 本文136ページ





「河内国丹南郡狭山池図面」明治五年頃(170×160cm) (織田家文書) 本文136ページ

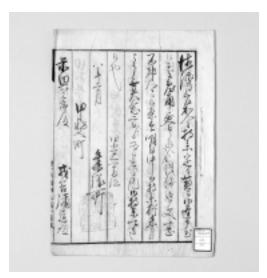


「牧方助郷割付帳」明治三年 (百舌鳥東村文書)

本文139ページ



[「]御仕置五人組帳」弘化四年(左)、 「村高取調書上帳」安政三年(右)(上石津村文書)



「海湾差加金につき通達」明治八年 (第一大区四小区関係文書) 本文143ページ



「職分概表」明治一一年 (山家屋利兵衛文書) 本文144ページ



「醤油麹製造帳」明治二一年(左)、 「諸願届式扣簿」明治二六~四二年(右) (綿谷小雛文書) 本文145ページ



「燈台入札」明治一〇年(左)、「燈台塗坪数」明治一〇年頃(右) (堺旧港修築記録) 本文147ページ